審議会等の会議結果(案)

1 会議の名称	
令和3年11月26日(金曜日) 2 開催日時	
2 開催日時 午後1時から午後2時40分	
津図書館 2階 視聴覚室	
3 開催場所 (津市西丸之内23-1)	
(津市環境審議会委員)	
塚田森生、北村早都子、青山泰樹、筧晴、金子聡、木原	原剛弘、木
村妙子、小林小代子、畑井育男、原素之、堀川正代、	前川秀子、
森秀美、山路明、横山勝代	
(事務局)	
環境部長 木村重好	
環境施設担当理事 辻岡賢二	
環境部次長 勢力実	
4 出席した者の氏名 環境政策担当参事 (兼) 環境政策課長 吉住充弘	
環境事業担当参事(兼)環境事業課長 坂越健二	
環境保全課長 伊藤伸一	
環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 臼井	正之
環境施設課長(兼)リサイクルセンター所長・安芸津領	新生センタ
一所長•一般廃棄物最終処分場所長 今井一則	
環境政策課調整・企画管理担当主幹 江角綾子	
環境政策課主査別所真紀	
環境政策課主事 遠藤志乃	
(1) 審議会設置、会長・副会長の選出について	
5 内容 (2) 環境審議会の運営について (2) 環境審議会の運営について	
(3)津市環境基本計画の概要と今後の施策について	
6 会議の公開・非公開 公開	
7 傍聴者の数 0人	
環境政策課企画管理担当	
8 担当 電話番号 : 059-229-3139	
E-mail : 229-3139@city.tsu.lg.jp	

議事の内容 下記のとおり

# 事 務 局 (江角)

それでは、これより津市環境審議会に移りたいと思います。

会長が選出されるまでの間、進行を努めさせていただきますので、どうぞ、 よろしくお願いいたします。

ここで会議の成立について、ご報告申し上げます。

津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が 出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められています。

本日、20名の委員のうち、15名の方にご出席いただいていますので、会議 が成立していることをご報告いたします。

#### 【事務局職員紹介】

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。「津市環境審議会委員委嘱式(津市環境審議会)事項書」、資料1としまして「津市環境審議会委員名簿」、資料2としまして「津市環境基本条例」、資料3としまして「津市環境審議会の運営について」、資料4としまして「津市環境基本計画の概要」、資料5としまして「津市環境基本計画実行計画」でございます。以上6点でございます。

つづきまして、事項の2(1)「審議会の設置、審議事項等について」でございます。資料2をお願いします。

資料2は津市環境基本条例でございまして、5ページの一番上、第16条第1項の規定によりまして、津市環境審議会は、「環境基本法」第44条の規定に基づき、設置するものでございます。

また、同条第2項の規定により、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に 関する重要事項並びに環境基本計画の策定及び変更に関する事項につきまし て、調査・審議を行っていただくための審議会でありまして、学識経験者、各種 団体、公募委員及び行政機関の職員からなる20名以内の委員で構成すること とされています。

つづきまして、事項の2(2)「会長および副会長の選出」につきましては、「津市環境基本条例」第19条で「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」とされています。

そこで、会長、副会長の選出につきまして、どのようにさせていただきましょうか。

#### (「事務局一任」の声あり)

事務局一任とのお声をいただきましたので、環境分野における学識経験が豊富で、三重県環境影響評価委員会会長として津市を含む三重県の環境にも精通されております塚田森生委員を会長に、そして、「えこねっと津」の代表として環境保全活動に豊富な経験をお持ちの北村早都子委員を副会長に推薦したいと存じますがいかがでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

異議なし、とのお声をいただきましたので、会長につきましては、塚田委員 に、副会長につきましては、北村委員にお願いいたしたいと思います。 それでは、塚田委員、北村委員には、会長席並びに副会長席へお願いいたします。

それでは、会長、副会長より、ごあいさつを頂戴したいと思います。

#### 塚田会長

改めまして塚田です。先ほども自己紹介したので、何をしゃべるか困りますけれども…県の方で環境影響評価委員会の会長をしておりまして、ですので何とかなるかなというところではございますけれども、審議会自体は全くの初めてですので、あまりよく分かっていないこともあって、ご迷惑をおかけするかもしれませんけれども、ご指名ですのでどうかよろしくお願い致します。

### 北村副会 長

副会長に就くことになりました北村でございます。自己紹介の方は先ほど申し上げましたので省略いたしますが、環境審議会、これで何回目かな、自分でもわからないくらい長い間、させていただいております。また、皆様と色々なご意見を出していただきながら、うまくそれをまとめていくお手伝いをしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

# 事 務 局 (江角)

ありがとうございました。会長、副会長、どうぞ、よろしくお願いいたしま す。

それでは、会議の進行を会長にお願いしたいと思います。 では、塚田会長よろしくお願いいたします。

#### 塚田会長

環境基本条例の規定によりまして、これより議長として会議を進めさせてい ただきます。

それでは、事項3の「津市環境審議会の運営について」事務局の説明を求めます。

# 環境政策 担当参事

「津市環境審議会の運営について」ご説明をさせて頂きます。

資料3をお願いいたします。

# (兼)環 境政策課 長

当審議会につきましては、「津市環境基本条例」第20条によりまして、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会で決定していただくこととなっております。 当審議会では、以前からその公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると 認められる場合を除きまして、原則公開しており、傍聴者の定員は10名以内 といたしております。

また、議事録の作成につきましては、議長が指名された2名の署名によるものとします。また、この議事録につきましては、委員個人名で発言内容を掲載させていただくことになり、津市のホームページ上でも公開させていただいております。今後もこのような運営方法で進めて参りたいと思います。

#### 塚田会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等はありませんでしょうか。

ありましたら、挙手のうえお願いしたいと思います。

ご異議がないようでございますので、津市環境審議会の運営につきましては 公開とし、また、議事録を作成すること、議事録署名人2名を決めることとい たしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議の議事録署名人につきまして、僭越ではございますが、 私の方からご指名させていただきたいと思います。名簿の後ろの方から横山委 員と山路委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお 願い致します。

続きまして、事項の4「津市環境基本計画の概要と今後の施策について」 事務局の説明を求めます。

# 環境政策 担当参事 境政策 長

津市環境基本計画の概要と今後の施策についてご説明させていただきます。 資料4をお願いいたします。「津市環境基本計画の概要」でございます。 1ページをお願いします。

まず、「第1章 計画の基本的な考え方」でございます。「1 計画策定の趣旨」といたしまして、本市には山あり、川あり、そして、海もある豊かな自然と温暖な気候の恵みを受けた、とても暮らしやすいまちです。このような暮らしやすい環境を守り、次世代に引き継いでいくため、津市環境基本条例の基本理念に基づき、計画を策定いたしました。

次に、「2 計画の位置づけ」でございます。津市環境基本計画は、本市の上位計画であります総合計画において津市がめざす「まちの将来像」の実現に向けた環境に関する施策の基本的方向性を示す計画でございます。「3 計画の期間」は、平成30年度から令和9年度までの10年間としております。

次に「第2章 これまでの取組」でございます。第2章では、前計画の計画期間である平成20年度から平成29年度まで推進してきた取組を振り返り、課題等について整理しています。本日は、この章のご説明は省略させていただきたいと思います。

2ページをお願いします。

「第3章 津市のめざす環境」でございます。第3章では、第2章で振り返りました10年間の取組や課題を踏まえ、今後、どのような環境づくりが大切かを考え、めざす環境像とそれに向けた環境目標を3つに整理しています。

「1 めざす環境像」といたしましては、本市には、豊かな自然があり、このような自然に対して、負荷の少ない行動に心がけ、自然を守っていくこと。そして、生活環境においては、身近なところで起こる課題の解消に取り組み、より暮らしやすい環境をつくっていくこと。さらに、その暮らしやすい環境を次の世代へ引き継いでいくことができる環境をつくること。このような環境をつ

くっていきたいと考え、「豊かな自然とともに歩み、より暮らしやすい環境を創造するまち 津」をめざす環境像としています。

次に、「2 めざす環境像の実現に向けた施策体系」でございます。

環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境(良好な自然の保全と継承)、環境目標2 資源が循環する社会環境(循環型社会形成の推進)、

環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境(生活環境の向上)の3つの環境目標を柱とし、施策を進めています。

環境目標1 自然と調和した恵み豊かな環境では、津市は、豊かな自然に恵まれており、それらの恵みを受けて、私たちの生活は、昔から成り立っていることから、このような自然を守り、次の世代へ引き継いでいくため、自然保全の視点からの施策に取り組んでいます。

環境目標2 資源が循環する社会環境では、人が活動する社会の中で、ごみ減量やリサイクルの推進など人の活動が環境に与える影響をできる限り少なくする循環型の社会をつくっていくため、自然に負荷の少ない社会環境の視点から施策に取り組んでいます。

環境目標3 快適で暮らしやすい生活環境では、市民の身近なところをより 快適で暮らしやすい環境にしていくため、私たちの日々の生活環境の視点から 施策に取り組んでいます。

このように自然環境の面、社会環境の面、生活環境の面から、暮らしやすい 環境づくりに向けた施策を展開してまいります。

3ページをお願いします。「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」でございます。

3つの環境目標の中に、計画期間の10年間に取り組む具体の施策を整理しておりますので、環境目標ごとにご説明いたします。

環境目標1 「自然と調和した恵み豊かな環境」のなかで、「(1)自然環境の保全」では、本市には森林、川、海、多様な動植物など、豊かな自然があります。これらの恵まれた自然を保全し、未来へ引き継いでいく必要があることから、施策として、「山と川と海のネットワークの推進」として、ボランティアなどによる環境保全活動を支援し促進します。

「生物多様性の保全」として、生態系の保存など自然環境に配慮した開発等 への指導や啓発活動を行います。

「里地・里山・里海の保全」として、里地・里山・里海がさまざまな動植物の 生息・生育場所として、様々な恵みをもたらしてくれる大切な財産であること を情報発信し、それらの保全に努めます。

「(2)公益的機能の維持増進」では、森林や農地は、水源かん養機能や防災機能など公益的機能を持っており、私たちの生活に大切なもので、守っていく必要があることから、「森林環境の保全」として、森林の状況に応じた整備・保全を行い、森林の多面的機能の維持・向上を図ります。

「農地環境の保全」として、農業・農村の多面的機能の発揮による国土保全や資源かん養に努めます。

次に、環境目標2「資源が循環する社会環境」でございます。

「(1) 資源循環の推進」では、本市のごみ総排出量の内、約8割が可燃ごみとして排出されており、可燃ごみの減量が課題になっていることから、「3Rの推進」として、生ごみの水切り、小さな雑紙の資源化などを促進し、可燃ごみの減量化を進めます。

また、高齢者などは、ごみ分別やごみ出しが負担になっているケースがあり、 負担の少ないごみ分別やごみ出しの方法が求められている、などの課題がある ことから、「ごみの適正分別と収集」として、高齢者などに負担の少ないごみ分 別収集体制の充実を図るとともに、適正なごみ分別・出し方等について、啓発 します。

また、「不法投棄の防止」として、環境パトロールや看板設置、警察との連携、 市民との協働により不法投棄をされにくい環境づくりに取り組みます。

さらに「廃棄物の適正処理」として、中間処理過程においても徹底した分別を行い、廃棄物の資源化率を高め、最終処分量の減量を図ります。

「(2) 新エネルギーの適正な普及」では、本市では、太陽光発電、風力発電などによる発電量が市内全世帯の家庭用年間消費電力を賄える計算となるほど普及しましたが、一方で設備設置による住環境への影響が課題になってきています。

このようなことから、「新エネルギーの利用促進」として、新エネルギー施設の整備の際には、地域住民の暮らしに配慮した導入方法を検討するよう指導します。

「温室効果ガスの削減対策の推進」として、エコドライブ、公共交通機関の利用など温室効果ガスの削減につながる行動に取り組む意識の高揚に努めます。

「省エネルギー対策の推進」として、緑のカーテンの普及を呼びかけるとと もに、事業者に対しても、事業活動における効率的なエネルギー利用を呼びか けます。

4ページをお願いします。

環境目標3「快適で暮らしやすい生活環境」でございます。

「(1) 衛生的な生活環境の保全」では、身近な日常生活の中での課題について整理しております。

「空き地・空き家等の適正管理」として、空き家化の予防・抑制のため、市民 や所有者に対し、空き家を放置しない意識の醸成を図る啓発に取り組みます。

「愛護動物の適正飼養」として、犬・猫の殺処分がゼロになることを目標とする動物の終生飼養等の動物愛護に関する啓発を行い、飼い主のマナー向上に努めるとともに、狂犬病予防法に基づく、犬の登録や狂犬病予防注射の実施の

徹底を図ります。

「公害の防止」として、大気・水質等の環境測定を実施するとともに、環境に関わる相談や情報提供に対し、迅速に対応します。

「生活排水対策」として、公共下水道供用開始地域では、下水道への接続について啓発を強化するとともに、市営浄化槽事業を推進します。

「市営墓地の適正管理」として、市営墓地の適正な管理運営による無縁墓の発生抑制に努めます。

次に「(2) やすらぎを感じる生活空間の形成」では、「緑の保全・創出と水辺環境の保全」として、緑化・美化運動への参加を呼びかけ、地域ぐるみでの緑化や美化活動の意識向上を図ります。

「良好な景観の保全」として、景観に対する関心の喚起や良好な景観の形成 への取組に対する動機づけのための啓発を行い、景観に対する知識の普及に努 めます。

「歴史文化環境の保全」として、貴重な歴史的資源、史跡や伝統文化、伝統芸能などが暮らしの中で、世代を超えて親しまれる潤いとやすらぎのある生活環境が次世代へ引き継がれていくよう、伝統文化や伝統芸能などの歴史・文化財産の保存に努めます。

続きまして、「第5章 計画の実現に向けて」でございます。

第4章の「めざす環境像に向けた施策の展開」で各施策を推進し、「めざす環境像」を実現するためには、市民一人ひとりの環境に関わる意識の向上、そして、市民、事業者、市などが連携、協働し、取り組んでいく姿勢が重要なことだと考え、第5章では、計画の実現に向けた環境意識の向上のための取組を示しております。

取組の内容としましては、「1 市民の環境意識の向上」として、

(1)環境に対する市民意識の向上、(2)地域・学校における環境学習、(3)地域リーダーの育成、(4)情報発信の充実にそれぞれ取り組みます。

また、「2 協働による環境活動の促進」として、(1)環境活動への支援、

(2)各主体の連携による環境活動の促進、(3)環境学習センターの活用に取り組みます。

5ページをお願いします。

「3 環境への負荷の少ない事業活動」として、事業者等への環境マネジメントシステムの導入促進を図ります。

次に「第6章 計画の推進と進行管理」でございます。

「1 計画の推進体制」では、市民、事業者、団体、市などが協働・連携し、 目標の実現に取り組んでいくとともに、実施にあたり、市は、市民、事業者、団 体等と意見交換・情報交換しながら施策を推進します。中央の図は、それぞれ 主体の相関図になっております。「2 各主体の役割」では、市民、事業者、市 のそれぞれの役割を示しております。 6ページをお願いします。

「3 進行管理」では、計画の進行管理については、PDCAサイクルによる管理を行います。次期環境基本計画におきましては、まず、計画が実施できたかを点検するC(チェック)から始まるサイクルを進め、これにより改善策を検討し、行動します。

また、年次報告書を作成し、環境審議会への報告をはじめ、津市ホームページへ掲載し、広く市民の皆さんからのご意見をお聞きしながら適切な点検・管理を行い、計画を推進してまいります。

津市環境基本計画の概要につきましては以上でございます。

引き続き、今後の施策についてご説明いたします。

資料5、津市環境基本計画実行計画をご覧ください。

市といたしまして、津市環境基本計画の推進にあたり、実行計画を立てて計画の実現に取り組んでいます。

主な取り組みについてご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

環境目標1「自然と調和した恵み豊かな環境」では、自然環境、生物多様性、 里地・里山・里海、森林環境、農地環境の保全のため、環境保全団体や国・県の 機関等との連携を深めるとともに、自然学習イベント等の啓発活動を実施して いきます。

取り組む施策の「(1) 自然環境の保全」の「山と川と海のネットワークの推進」では、市の豊かな自然を次の世代へ継承していくためには、市民、ボランティア、環境活動団体等のネットワークが大切なことでありますことから、環境保全団体と協働しながら、引き続き、環境保全活動等に取り組んでいます。

さらに、市民、ボランティア、事業者、行政機関等の連携をより深め、環境活動の活性化につなげようとする取組として、環境に関心のある方やボランティア活動をしている方々の交流会的な集まりである「津市エコサークル」という交流の場を設け、相互の交流や情報交換を行う機会を提供しています。

次に2ページをお願いいたします。

下段の「(2) 公益的機能の維持増進」の「森林環境の保全」では、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図るとともに、水源かん養、保水性、二酸化炭素の吸収など、森林の持つ大切な機能について情報発信するため、強い森林づくり促進事業や森林環境創造事業を継続するとともに、夏休み森と緑の親子塾、まるごと林業体験などの体験学習を引き続き、実施していきます。

次に、3ページをお願いします。 $(3P\sim5P)$ 

下段の 環境目標2の「資源が循環する社会環境」では、3Rの推進、ごみの 適正な分別・収集、適正処理および不法投棄の防止のための施策を展開してい ます。 取り組む施策である「(1)資源循環の推進」の「3Rの推進」では、本市の ごみの総排出量のうち、約8割が可燃ごみとして排出されている現状にあるこ とから、ごみの資源化を進め、ごみ減量を図っていきます。

具体の取組内容としては、生ごみの水切り・たい肥化促進のため、水切りグッズを利用したモニター調査の実施、生ごみ処理機等購入補助交付事業、容器包装プラスチックを資源物として排出するPR、食品ロスの啓発、大規模事業所への減量化計画策定依頼および指導など、ごみの資源化・減量化に取り組んでいます。

ごみの資源化、ごみ減量化の推進につきましては、個別計画である一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標を用い、①1 人1日当たりのごみの排出量と②リサイクル率、そして、③事業系一般廃棄物の年間排出量を目標値に設け取り組んでいます。

1人1日当たりのごみの排出量の目標値は、令和4年度に984グラム以下、令和9年度には950グラム以下になるように、②リサイクル率の目標値は、令和4年に28%以上、令和9年度には34%以上になるように、③事業系一般廃棄物の年間排出量の目標値は、令和4年度に年間29,406トン以下、令和9年度には年間25,983トン以下とし、目標達成に向け、様々な機会をとらえ、積極的に啓発活動を行い、ごみの資源化、減量化を推進しています。

次に6ページをお願いします。

取り組む施策「ごみの適正分別と収集」においては、高齢者や障がい者にも 配慮した負担の少ないごみ分別収集体制の充実のため、分かりやすく負担の少 ない分別収集方法の検証を行うとともに、大型家具等ごみ出し支援事業につい ては、引き続き行っていきます。

また、地域出前講座として、ごみダイエット塾を開催し、ごみ分別の啓発に も取り組んでいます。

下段の「不法投棄の防止」については、今後も警察との連携を強化し、パトロールの実施や啓発看板の設置など市民の皆さんと協力しながら不法投棄させない環境づくりに取り組んでいきます。

次に、7ページをお願いいたします。

下段の 取り組む施策「(2) 新エネルギーの適正な普及」の「新エネルギーの利用促進」では、新エネルギーの利用促進、温室効果ガスの削減対策、省エネルギーにつながる活動促進のため、新エネルギー利用設備設置費補助金交付事業を継続するとともに、「グリーンのカーテン普及促進事業」や「つ・環境フェスタ」などの環境イベントを引き続き実施し、啓発に取り組んでいきます。

8ページをお願いいたします。

また、太陽光発電設備の導入により住環境への影響が出ている状況があることから、設備導入の際には、住民の暮らしに配慮した導入がなされるよう事業者に対して、国、県のガイドラインによる助言や指導を行っています。

さらに、温室効果ガスの削減対策や省エネルギー対策の推進については、市民、事業者の皆さんが普段の行動や活動の中で環境に負荷の少ない行動をとるよう心がけていただくことが重要でございますので、市民版環境マネジメントシステム(生活かえる!エコエコ家族)、夏休みこどもエコチャレンジなどエコ意識高揚に向けた実践講座などを開催し、環境意識の向上に努めています。

次に、10ページをお願いいたします。中段の環境目標3「快適で暮らしやすい生活環境」では、空き地・空き家等の適正管理、愛護動物の適正な飼養、身近な緑や良好な景観の保全、まちの美化、歴史文化環境の保全などの施策に取り組んでいます。

取り組む施策の「(1) 衛生的な生活環境の保全」の「空き地・空き家等の適正管理」では、近年適切な管理がされていない空き地や空き家が地域の生活環境に影響を及ぼしている状況もあることから、管理されない空き地・空き家の発生防止のため、無料相談会の実施や広報紙やチラシによるPR等を行うとともに、空き家情報バンクの運用や空き家ネットワークみえとの連携により、空き家が利活用されやすい流通環境づくりに取り組んでいます。

次に、11ページをお願いいたします。

愛護動物の適正飼養に係る取り組みにおいては、狂犬病予防法に基づく、犬の登録や狂犬病予防注射の必要性を啓発していくとともに、犬、猫の殺処分がなくなるよう三重県の津保健所や、「あすまいる」と連携し、広報紙や市のホームページ、チラシ等で動物愛護に係る情報発信を行っています。

次に、13ページをお願いいたします。

下段の 取りくむ施策「(2) やすらぎを感じる生活空間の形成」「緑の保全・ 想像と水辺環境の保全」では、市内の緑化、景観の保全、美化運動を促進し、暮 らしやすい生活環境づくりに努めています。

14ページをご覧ください。

地域ぐるみの緑化や保全活動、美化活動に対する意識の向上を図るため、市 民清掃デーへの参加を呼びかけるとともに、街の美化、および緑化・景観・歴史 文化環境などの保全に関する情報発信を行い、環境保全意識の向上につながる 施策に取り組んでいます。

以上、簡単に説明させていただきましたが、実行計画にそって、各施策を推進し、進行管理をしっかり行いながら、目標の実現を目指してまいります。

なお、来年度は現計画がスタートして4年が経過し、中間年度にあたること から、中間見直しを行う予定です。簡単ではございますが、津市環境基本計画 の概要と今後の取組につきましては以上でございます。

#### 塚田会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問等はありませんでしょうか。

ありましたら、挙手のうえお願いしたいと思います。

## 北村副会 長

3ページなんですけれども、料理教室等のPRのところで、3ページの下から2つ目の四角ですね、食品改善推進委員会とありますが、栄養推進改善委員会のもしかしたら間違いではありませんかということをお尋ねしたいと思います。

環境政策 担当参事 (兼) 環政策 境政策

食品改善推進委員会で間違いありません。

……いえ、訂正させていただきます。食生活改善推進委員会の間違いでした。失礼しました。

塚田会長

よろしいですか。他にありますでしょうか。

筧委員

すみません、運営の中でお願いしたいこと、横山さんからもぜひ最終処分場を見に来てほしいという意見もありましたけど、私のほうも、挨拶にありましたように、やっぱり現場主義というか、現場を見ながら、環境の現場、地べたの部分を見ながらそこから還元する。座学的な部分も大事ですけど、現場を見ながら知って欲しいなということで、現場を見る機会というのを多く取っていただきたいと思います。特に先程言いましたけども、例えば白山町のごみ出し、本当に高齢者に優しい集積所、分別ってどういうことをしたらいいのかっていう、現場の中から探っていただきたいなと思います。

今回、特に審議委員さんの中でありがたいのが三重大学から実学的な若手の方々が来ていただきましたこと、とっても嬉しいと思います。ぜひぜひ三重県の特に海洋生態学の部分、昆虫学の部分、まさに現場を見て、前回の最終の時に話をお願いしたんですけど、太陽エネルギーということで今、一志町の波瀬ということで大変大規模、大大規模の太陽光発電基地が造成されています。もちろん私はとっても大事なことで、今更は反対でもなく、地域も了承し、認可も得ていますので。今後ああいう形のものが津市で出てきたら大変だな、特に今回、たまたま見る機会があり、子どもたちと近くの山に登ってみました。ゴルフ場の開発を色々見てきましたけども、そんなの比じゃないです。すごい現場です。やっぱり近くの里山です。里川が流れ、里池・ため池があります。本当にこれで新エネルギーの大義名分で照葉樹林を全部切り倒して全部赤土です。そしてその後、除草剤を撒いてシートを張って、でも周りは木に囲まれているので見えません。

これが今後他のところにも出てきたら、風力発電や太陽光はとっても大事だと思いますけど、そういうものを見た時に本当にいいんだろうかということを、一度やはり現場を見て、この太陽光発電はこれで本当にカーボンニュートラル

になるのって。あの緑を切って、あの照葉樹林を切って、あの広葉樹林を切って…本当に思います。現場を見ていくことをぜひこの審議会で今期については会長さんによろしく、特に生態学ということですので、生態学の見地から見た時に、あの里山の赤土を木を切って土をめくってすること、そして20年後に太陽光の設備がどうなるか、まあ一度見てください。

東洋一とか何とか言われますけどすごいです。ゴルフ場の開発を見てきたけどそんなの比じゃない、一度見てから、エモーションで、感情ですので一度見ながらしていっていただきたい、そういう現場主義の審議会になっていただきたいなということを切に切に要望します。

横山委員

はい。

塚田会長

ちょっと待ってください。何か今のことに関して事務局からお返事とか。

横山委員

関連したことです。

塚田会長

じゃあ、まとめられる話ですかね。

横山委員

まとめられませんけど。

塚田会長

いや、事務局として一度にお返事できる話ですか。

横山委員

今、筧先生おっしゃられたこと、私、先生だったから先生と言ってしまうのですけど、私も波瀬の地域は毎日くらい通ります。すごく酷いのをやっているんですね。だからいつも感じるのですけど、山林が CO2 を吸収してくれる比率と太陽光発電の発電をして家庭を潤す比率とどのぐらいの差があるのかなって常に感じるんです。だから里山を壊してしまい、田畑をやめちゃって、私の所は放棄地が多くなったんです、高齢化で、そういう所が全部太陽光発電になっています。それでどちらがいいのかなと常に感じるんですけど、そして去年も現場を見に行ってくださいと前の審議会の時も申し上げたんですけど、ちょうどコロナの発生で集まることができなくて、現場を見ていただくことがなかったんですけど、ぜひ今年は市長さんもおっしゃったように、現場主義でこんなことがあるよと言ったときはみんなで見に行って、どうしたらいいかということを考えてほしいと思います。

波瀬の本当に、先程先生おっしゃった反対するとか賛成するとかじゃなくて、 どういうことになるのかなといつも思うんです。白山町の方はゴルフ場の開発 ですごくたくさんゴルフ場が出来た関係でいろいろあったと思うんですけど、 そんなの比じゃないです、見てみたら。だから是非、現場を見てほしいと思い ます。お願いします。

#### 筧委員

よろしいですか。個人ではなかなか犯罪的な関わりもありますので、なかなか個人の所有の所に見に行くこと、見せてくださいと言ってもシャットアウトです。だから公的な形で写真もなんですけど、犯罪にならないような形で公表もできませんしで、私人としては法的な部分で抵触が怖いですので、やっぱり公的な形で見に行って、そして、反対とかじゃなくて先程も言ったように、あんなのが他にも出てきたら本当に大変だなと思うので、会長さんぜひよろしくお取り計らいください。

#### 塚田会長

そういうのも含めて、事務局からお返事いただきたいんですけど、できるのかどうかも含めてご説明いただきたいと思います。

#### 環境部長

はい。環境部木村でございます。先ほど来、ご意見頂戴しております。とにかく環境の色々な分野があるなかで、今は再生可能エネルギーを切り口に、現場主義・現場を実際に肌で感じてそれに対して我々はどういう方向に向かっていくべきかをご指摘いただいておると思います。まさにそのとおりであって、机上論で物事をどうこうしようということよりも、まず現場と言いますか、各市内でいろんな場面、フェーズ、いろんなことが起こっておるということを的確に掴んでいったうえで津市の環境をどのように考えていくべきか、市の方もまさにご指摘いただたように考えております。

実際フィールドへ審議委員の皆様が出て行って現地を見てみようということで、おまとめをいただきましたら、そのような計画の段取りは事務局の方でしていくことは可能だと思っております。ただ、民間の事業所さんになりますと、先方のご承諾を確認させていただいた上でということになりますけれども、そういった部分のいろいろな制約があるかもしれません。まずは審議会の中でフィールドへ出ていって現地を見て見ようだとか、どういったものを見てみようだとか、具体的にこういったところだということで色々ご意見を頂戴しまして、おまとめいただきましたら、可能な限り事務局ではそのような段取りを進めていきたいと考えおります。以上でございます。

#### 塚田会長

ありがとうございました。

私ども波瀬のことに関しましては、黙っているのもあれなんで、私が三重県環境影響評価委員会の小委員長として環境アセスメントをやっておりました。私ども特に生物系の委員の意見としてはほとんどすべての場所が無理でしょう、ほんの少しの場所以外は開発できないでしょうという意見ではあったんですけど、私企業の合法的な経済活動を止める権限は環境アセスメントには何もございませんので、三重県の指定希少野生動物種に指定されている「サシバ」

という鳥があの周辺に3ペア営巣しておりました中の、事業予定地内に営巣していた1ペアの巣が含まれている範囲およそ20ヘクタール以上は保全されているということなんですけど、そういうふうなことで、本当の地元の方は反対されていなかったものですから、ああいうふうなことになってますが、やっぱりたくさんの反対があるというふうに伺っていても思います。こういうことは本来であれば行政の側が事前にゾーニングというものをして、この場所はこういう目的では開発できないという生物的に稀少であるとか、地球的にどうであるとか、ガイドラインを示しておくというふうにしておかなければ、やっぱり私企業さんは何千万円もかけて環境アセスメントをして、「お宅の所ダメです」と言われたら大損なんでやはり先手を打って行政の側で何とかしなければいけないと認識しております。私ども、本当に心が痛くて、あそこの森に謝罪したいなという気持ちで常に思っております。力が及ばなくて申し訳ない。

他に何かございますか。どうぞ。

#### 原委員

ちょっと今の論議からかけ離れるかもしれないですが、里山の保全ということに関して、環境部の方でどの程度把握しているのでしょうか。例えば、どうしても高齢化とか、住んでる人の都市化というのがあって、全国どこでも里山が減少・崩壊していると思うのです。それを再生するためには、今どのような現状になっているかとか、どのぐらい休耕地があるかとか、どれくらい人口が移っているかとか、そういうデータは環境の方で把握しているのですか。ちょっと市のホームページに当たってみたんですが、勉強不足で見つけることが出来なかったのですが、その辺もあれば、この審議会の一つのデータベースとなって、どのような方針でいくかという一つの方向性ができるのではないかと思うのですけど。

#### 塚田会長

お願いします。

#### 環境部長

里地・里山・里海も含めましてですね、環境には適度に人の手が加わるということで守られる環境も大いにあるということを承知いたしております。

そういった中で、今ご質問いただいた農村の里山の把握について、行政側では里地・里山がどれくらい過去からの変遷で現状どうなっているか、そういった物差しで、評価してデータをまとめているということは環境部のほうではございませんが、人口減少に伴いましてですね、過去にあった住宅・家屋が非常に空き家が多くなっております。その空き家も管理されている空き家と、管理されなくなった空き家、という空き家問題が近年非常に問題視されておりますので、その辺の空き家対策という切り口では、どの地域に何件空き家があってですね、その中でも特に管理されてなくてですね、周辺環境迷惑がかかかっておる空き家がどこにどれだけあるということから推察すれば、それぞれ過去に

たくさんの人々が集落を形成して里山なんかに手を加えて守られてきた自然が、おそらく荒廃してきておるという部分からですね、水田の耕作放棄地も農林サイドではどれくらいあるかということを掴んでおります。そういった複合的なデータでは、どのような状況かは掴ませていただけると思うんですけど、今ご指摘いただいたストレートな直接的な切り口でですね、分析をしていることでもございませんので、そういった良い方法でですね、今後の環境施策の展開に活かしていけるようなアドバイスをいただければ大いに参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

#### 塚田会長

はい、じゃあもう一回お願いします。

#### 原委員

参考になるかどうかわからないですけど、今、農村では獣害、獣の被害が増えています。それも人がいなくなって里山が荒廃していく一つの理由だと思いますし、それから今ドローンだとか衛星写真が季節ごとの写真、割とグーグルかなんかで無料で見られるので、春になれば田んぼも見られるし、休耕地はそれで見られますし、そんなにお金をかけないでも把握できるのではないかと思うのですが、参考にしていただければ、そういうのが得意な方が環境の若い方にいらっしゃるのではないかと思うんですが。

#### 環境部長

はい。ありがとうございます。実は市の方でもドローンの活用法を実際、色んな所でどのように活用していこうかと考えております。航空写真等ドローン以外の活用法、ネット情報もありますし、いろんなアドバイスいただけたら今後に活用していきたいと思います。ありがとうございます。

#### 塚田会長

はい、ありがとうございます。他にございませんか。

よろしいですか。はい、ではないようですので事項の5のその他について事務局から何かございますか。

# 環境政策課担当参事(兼)環境政策

いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。次回のこの環境審議会の開催でございますが、こちら令和3年度の実施状況を整理いたしまして、令和4年の7月頃に開催したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。現場をというお話もあったので対応させていただきます。

#### 塚田会長

委員の皆様から何かございませんか。

#### 横山委員

一つ聞きたいことがあるのですけどいいですか。

塚田会長

はい、どうぞ。

横山委員

あの10月の22日の中日新聞に出てたのですけど、白山町の垣内に最終処分場 TAMO とかいうのができるので、その環境影響評価についてのお知らせという広告が出てたのですけど、この縦覧の場所は津市役所の環境部の環境保全課、津市役所の白山総合支所に縦覧の書類が置いてあるって書いてあるんですけど、よく見てないのですけど、一般の最終処分場なのか、それか事業所のごみなのか、そういうところをちょっと知りたいなと思いましてお聞きします。

環境部長

今、委員おっしゃられたのが白山町垣内地内、国道165号線沿いの青山峠に向かう道沿いですね、環境影響評価の手続きに入られましたそのことだと思います。県条例に基づく条例アセスを、先生いらっしゃいますのであれなんですけど、方法書の段階が始まったのでこの12月の6日までが方法書の縦覧期間です。で、事業者の方から公告・縦覧の場所に使わせていただきたいというのが市の本庁環境保全課それと白山総合支所の窓口、この二か所の市の申出がありましたので、それは了解をさせていただきました。ですので12月の6日までは公告・縦覧の期間がありますので、ぜひぜひ事業者の計画、まだ方法書の段階ですので、まだ概要です。青写真程度なんですけど、意見を言う機会でございますので、ぜひぜひ意見がおありの方は、そういうふうなことを皆様にも広くお伝えいただいて、いろんな意見を事業者のためにも良いのか悪いのか言っていただければよいと思います。

この方法書については、三重県条例に基づいて、最終的には三重県の知事が 事業計画に対して意見を述べていく制度ですけど、その前には津市が地元とし て意見を述べていく制度もありますので、方法書に関する津市長意見は年明け 3月ぐらいになるかなというスケジューリングで考えております。どしどし意 見をおっしゃっていただくほうがいいかなと思いますのでよろしくお願いしま す。

すみません、これは産業廃棄物の最終処分場で、民間事業者が計画する廃棄 物の最終処分場です。一般廃棄物ではございません。

塚田会長

はい、ありがとうございます。他にございますか。

横山委員

ありがとうございました。

塚田会長

環境影響評価、たくさんご意見を出していただければと思います。よろしく お願いします。

他にないようですので、以上で本日の事項がすべて終了したことになります。 これで環境審議会を終了したいと思います。皆様には次回もよろしくお願いし

ます。ありがとうございました。